

三種町長選挙 三種町議会議員一般選挙

告示日 5月8日(火)
投票日 5月13日(日)
投票日の投票時間は
午前7時から午後6時までです

これからの三種町の方針を決める大切な選挙です。棄権せずにぜひ投票しましょう。

◆今回の選挙に投票できる方

投票日現在、満18歳以上の方（平成12年5月14日以前に生まれた方）で、平成30年2月7日以前から引き続き三種町の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方。

◆投票所入場券について

告示日までに、有権者1人につき、ハガキ1枚を送付します。配達の場合、近隣や同一世帯であっても日にちがずれて届くこともありますので、ご了承ください。

入場券を紛失した場合でも、選挙権があれば投票できます。本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を持参し、投票所の職員に申し出てください。

◆期日前投票ができます

投票日に、仕事や旅行または家庭の都合などで投票できない場合は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票ができる期間は、5月9日(水)から5月12日(土)までの4日間です。

○期日前投票所

場 所	期日前投票時間	投票にあたって
琴丘地域拠点センター	午前8時30分～午後8時00分まで	自宅に郵送される投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入の上、各期日前投票所に持参してください。
山本総合支所		
八竜農村環境改善センター		

◆不在者投票ができます

■病院等での不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院、入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。希望される方は、早めに施設長に申し出てください。

■他市町村での不在者投票

仕事などのため他市町村に滞在していて（住所は三種町）、町内で投票できない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。希望される方は、手続きが必要ですので、早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。

※学生の場合

就学のため親元を離れ町外のマンション、下宿、寮などにお住まいの学生の方は、「生活の本拠」がそちらにあると認定されますので、たとえ住所が三種町にあっても投票はできないことになっています。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある方などで、右に該当する方は、郵便投票ができます。この制度を利用するには選挙管理委員会から交付される「郵便等投票証明書」が必要です。郵便投票をする場合には、投票日の4日前（5月9日）までに「郵便等投票証明書」を提示し、所定の請求書により投票用紙等の請求を行ってください。

交付手続など詳しいことについては、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

【郵便による不在者投票ができる方】

- ①身体障害者手帳を持つ方のうち
 - ・両下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ方で1級もしくは2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいを持つ方で1級もしくは3級の方
 - ・免疫、肝臓の障がいを持つ方で1級から3級までの方
- ②戦傷病者手帳を持ち、①と同程度の障がいを持つ方
- ③介護保険法による要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

◆選挙公報の配布について

広報みたね3月号でお知らせしたとおり、町選挙の際、立候補したすべての候補者の氏名、経歴、政見、政党等の名称・略称等を示した選挙公報を発行しています。

この選挙公報は、選挙告示日以降に新聞折込（秋田魁新報、北羽新報、その他全国紙）により配布し、その他ホームページへの掲載や町内各公共施設（本庁、総合支所、公民館など）へ備え置きます。

新聞を購読されていない世帯の方で、ご自宅への配布を希望される場合は、選挙管理委員会への登録を行っていただくことで、郵送により選挙公報をお届けします。

郵送による選挙公報の配布を希望される場合は、三種町選挙管理委員会事務局へ申し込みください。

◆問い合わせ先 三種町選挙管理委員会 ☎0185-74-6422